

大雪山森林生態系保護地域
ボランティア巡視員マニュアル

平成 30 年 12 月版

上川中部森林管理署

I 大雪山森林生態系保護地域巡視員の巡視普及活動

1 大雪山森林生態系保護地域巡視の必要性

大雪山系では、森林生態系保護地域のほか国立公園に指定されるなど、古くから貴重な自然や景観を保護しながら利用してきました。

しかしながら、近年、登山ブームやインバウンドなど山慣れぬ入山者が大幅に増加し、登山マナーや自然保護意識の低下などが懸念されているところです。

これまでも、関係行政機関による普及啓発活動、森林管理署職員、GSS（グリーン・サポート・スタッフ）等による地域内の巡視活動を実施してきましたが、限られた人員での対応には限界があり、さらに様々な分野の方々と連携・協力した広がりのある活動としていくことが望ましく、このため、民間の有志の方々にボランティア巡視員としての活動をお願いするものです。

2 民間のボランティアによる大雪山森林生態系保護地域巡視員

民間のボランティアによる大雪山森林生態系保護地域巡視員（以下「巡視員」という。）については、上川中部森林管理署長が委嘱します。

また、委嘱された巡視員は、無報酬で任期は3年とし、活動の継続が可能な方は更新できるものとします。

なお、活動の継続可能な方とは、任期中、2の（3）の②で定める「巡視活動報告」を提出された方のことであり、特段、お申し出がないかぎり自動更新とします。

その役割は次のとおりです。

（1）巡視員の活動内容

- ① 大雪山森林生態系保護地域の取り扱い方針に基づき、入山者に対し登山マナー等の啓発や協力依頼を行うこと。
- ② 林野火災、希少な高山植物の盗採等、森林被害を未然に防止するため、入山者に対し啓発や協力依頼を行うこと。
- ③ 森林環境を保全するため、入山者に対し「紙屑・食べ残し・空き缶」等ゴミの持ち帰りの啓発や協力依頼を行うこと。
- ④ 既存の歩道以外への入り込み、踏み荒らし等自然生態系に影響を及ぼす行為を行わないよう啓発や協力依頼を行うこと。
- ⑤ 特に国立公園等の歩道以外への入林者には、入林届受理後に発した公文書（写し）の携行をお願いしているため、必要があれば、それらの提示を求め、上記①から④の啓発や協力依頼を行うこと。

（2）巡視員の巡視区域

委嘱を受けた上川中部森林管理署の管轄区域の森林生態系保護地域内です。

(3) 巡視活動の届出及び巡視活動報告

① 年度活動予定の届出（様式1 関係）

巡視員は、次の手続きを行ってください。

- i 原則、「巡視活動予定届」（様式1）を上川中部森林管理署に巡視 10 日前までに提出してください。

なお、本様式でご報告いただいた情報等は、必要に応じて、上川中部森林管理署及びその所管森林事務所、環境省、地元の地方自治体、ロープウェイ運営会社等で情報共有させていただきます。

- ii 何かの事情で上記 i の「巡視活動予定届」をやむを得ず提出できない場合、一般入林者同様、上川中部森林管理署、または、その所管森林事務所「入林届」の手続きを行うか、登山道等に設置している入林箱にある「入林簿」に記名してください。

また、入林場所が国有林以外にまたがる場合、その管理者の指示に従うとともに北海道警察に登山計画書を提出してください。

② 巡視活動報告（様式2、様式3 関係）

巡視員は、巡視活動状況について、その内容を「大雪山森林生態系巡視員日誌」（様式2 または様式3）等に取りまとめ、毎年度2月末日までに上川中部森林管理署に提出してください。

なお、巡視員は、巡視活動中に異常を発見したとき、または、協力依頼及び注意喚起したにもかかわらず、それに従わないなどの目に余る行為があった場合は、その都度、「悪質行為を発見した場合の対応」（別紙1）により上川中部森林管理署に連絡してください（くれぐれも直接行為には及ばないこと）。

(4) 巡視員の装備

巡視員には、上川中部森林管理署長が「巡視員証」（別紙2）を交付するので、必ず巡視時に携帯してください（貸与している「腕章」は補助的なものですので、巡視活動中、必要に応じて、「巡視員証」を提示してください）。

なお、巡視員証及び貸与した巡視員証及び腕章については、任期満了もしくは巡視員を辞す際には、上川中部森林管理署に必ず返却してください。

3 悪質行為等が発見した場合の対応

巡視の際、悪質な行為または違法行為を発見した場合は、「悪質行為等における連絡・通報図」（別紙1）に基づき、上川中部森林管理署へ至急連絡をお願いします。

4 緊急時の連絡

上川中部森林管理署は、国有林内で自然災害の発生などにより入林ができない等の

情報について、巡視員に緊急的に知らせる必要がある場合には、可能なかぎりメールやFAXを使って情報連絡しますが、各自で事前に上川中部森林管理署に国有林への入林の可否についてご確認ください。

なお、現地までのアクセスに係る国道等や道有林などについて最新情報については、それぞれ所管する機関にご確認ください。

5 遭難事故防止の心得

① 慣れた山でも慎重に行動

台風の被害等により山の様相が変わった後は、入林は避けるとともに、安全第一に、無理な行動は避けること。

② 装備、携行品等は確実に携帯

山の天候は変わりやすく、たちまち霧や雨等になりやすいこと、残雪などで迷いやすいことから万が一に備え、多めの食料、雨具、GPS、ライター、着替え等を必ず携行し、常に身体から離さないこと。

また、出来るだけ目立つ色の服装とするほか、早立ち、早帰りを守ること。

③ 家族に対して連絡を確実に

入林した地点がわからないと早期の捜索・救助活動が出来ないので、家族や職場の人にあらかじめ入林場所、帰宅時間などを話しておくこと。

④ 高齢者はグループ行動

特に、65歳以上の高齢者の遭難が全遭難者の約4割を占めていることから、グループ行動に心がけ、はぐれないように声を掛け合うなど、お互いの位置を確認しながら行動すること。

⑤ 熊による事故防止

特に、秋は熊が冬眠前の餌を求めて行動する時期でもあり、活発な行動が予測されるので、ラジオ、呼笛、鈴等を携帯し、音を鳴らしながら歩くなど事故防止の工夫をすること。

⑥ 遭難した場合の心得

山岳等で遭難した場合、その捜索費用は高額となることが考えられるので、山岳保険の加入等自己責任において遭難対策を整えること。

道に迷ったり、グループからはぐれた場合は、できるだけ歩き回らずに、体力の保存に務め、捜索隊に自分の位置を知らせる工夫を考慮すること（例：火を燃やして、煙をあげる。発見しやすい場所に移動する等）。

6 入山者に対する「接し方」や「Q&A」の例

(1) 巡視中に入山者に出会ったときの声かけ（保存地区の場合）

例. 「こんにちは」とあいさつした後、「大雪山森林生態系ボランティア巡視員です」と名乗り、「どちらへおいでですか」

「ご苦労様、これからお帰りですか、気をつけてお帰りください。この地域は大雪山森林生態系保護地域で既設の歩道以外に入るのはご遠慮いただいておりますのでご協力をお願いします。」

Q あなたは何者ですか？何の権限でそのようなことをいうのですか？

A （巡視員証を提示しつつ）私は、大雪山森林生態系ボランティア巡視員です。この場所を管轄している上川中部森林管理署から頼まれて、登山客等に森林生態系を保全するためのご協力をお願いしています。

Q なぜ、既設の歩道から外れてはいけないのですか。

A 貴重な森林生態系として次の世代へ良好な状態で引き継ぐよう守っていくためです。

Q 大雪山森林生態系保護地域にはどんな法律のネットが被っているのですか。

A 大雪山のほぼ全域が、国立公園（環境省）、森林生態系保護地域（林野庁）、特別天然記念物（文部科学省）に指定されています。

希少な動植物の採取等は、環境省、北海道森林管理局、文化庁（窓口は市町村）への申請及び許可が必要になります。

Q どの法律で、既設の歩道以外の立ち入りは駄目と決められているのですか。

A 法律で定めたものはないそうですが、北海道森林管理局が設置した大学教授等の専門家による会議で決められているそうなので、山や森林を利用する者のマナーとしてご協力ください

Q もし歩道以外に立ち入れば罰せられるのですか。

A 罰する法律はないそうですが、かけがえのない大雪山の自然を次の世代に良好な状態で残したいと考えて巡視していますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 溪流歩きや魚釣りも駄目なのですか。

A 溪流歩きも入林届が必要で生態系保護地域の中なので、できるだけ自然への影響を最小限にさせていただくようお願いします。

また、魚釣りについては、森林生態系を守るため、ご遠慮いただいています。

Q 森林生態系保護地域になって、既設の歩道以外に入れないのであれば、なんのための国立公園なのですか。

A 既存の歩道（登山道）を利用した登山は可能です。国立公園でも、登山客が利用できる場所以外への入り込みを止めていただくようマナー遵守をお願いします。

Q 山菜は採ってもよいですか。

A 山菜を採るのは、森林生態系を守るため、ご遠慮いただいています。

Q これまでも、ここで山菜は採ってきたのだが。

A 山菜採りが入林目的では、入林が認められないと思います。上川中部森林管理署に確認してみてもいいでしょうか。

(2) 高山植物等を採取していたところを見つけたら

例. 「高山植物等の採取は、特別な許可がないかぎり厳しく禁止されています。何か許可されている書面をお持ちでしょうか。」

Q これですね (提示)

A ありがとうございます。

Q ありません (提示がない場合)

A 高山植物等の採取は、特別な許可がないかぎり厳しく禁止されているのでお止めください。

(3) 保存地区で既存の歩道以外に入林している人がいたら

例. 「ここは特別に、自然の推移にゆだねることとして管理する保存地区です。学術研究や取材などで許可された場合のみ立ち入りできます。何か許可されている書面をお持ちでしょうか。」

Q これですね (提示)

A ありがとうございます。

Q ありません (提示がない場合)

A ここは、大雪山森林生態系保護地域の保存地区で、特別の許可がないと既設の歩道以外は入林できないことになっていますので、既存の歩道をご利用ください。

Q せっかく来たのに、なぜ入れないのですか。

A 保存地区は、原生的な森林生態系を自然の推移にゆだね人の入り込みによる影響を最小限とすることになっている地域です。入林の目的によっては、入林の許可を受けることになっていますので、ご協力ください。

もし、入林の許可を受けるのであれば、管轄する上川中部森林管理署に聞いてください。

(4) もしも、木を切ったり、植物を採ったり等の不法な行為を見たときは

例. 「ここは森林生態系保護地域ですので木の枝を折ったり、植物を採取しないでください。採ったりしたものは元に戻していただけませんか。」

Q なぜですか。

A ここは、森林生態系を自然の推移にゆだね人の入り込みによる影響を最小限とすることになっている地域なので、木の枝を折ったり、採取したりすることが禁止されています。

(5) 施設や標識を毀損していたら

例. 「施設や標識は皆のために整えているものです。悪戯しないで下さい。」

Q 私の勝手でしょう、なんでとがめるのですか？

A これらは、公共安全のための施設です。場合によっては、これで道に迷ったり、助かる生命が助からなくなることもあるのです。だから止めるよう注意させていただきました。

Q 私にそんな義務がありません。ほっといて下さい。

A 分かりました。巡視員として、今回のことは上川中部森林管理署に報告するよう依頼されています。

(6) 保存地区で犬、その他のペットを連れて入っていたら

例. 「ペットの持ち込みはやめて下さい。」

Q ペットがなんで駄目なのですか？

A 保存地区（コアエリア）には、貴重な動物、植物、自然環境があります。ペットには、普通の町の公園とこの場所に違いやふるまいが分かりませんので、立ち入りできないのです。

Q どんなペットも駄目なんですか？

A 駄目です。保存地区（コアエリア）を自然のままに維持するためです。森林生態系保護地域は、貴重な森林生態系ということで守っていることを理解して下さい。

(7) 野生動物に餌を与えていたら

例. 「野生動物に餌を与えることはやめてください。」

Q なぜダメなんですか。

A 何もしなくても餌をもらえと思った動物たちは、二度と餌を採らなくなって餓死する場合があります。動物たちをカワイイとお思いになるのであれば、野生を尊重してあげてください。

(8) 空き缶、ごみ、瓶などを放棄していたら

例. 「あとから来る人のためにも、空き缶、ごみ、食べ残し、空瓶は持ち帰って下さい。」

Q ごみ処理は国等でやるべきでしょう？

A ご自分のゴミを持ち帰るのは、自然公園利用のマナーですので、末永く利用できるよう協力をお願いします。また、食べ物のゴミを捨ててしまうと、ヒグマが居着いてしまい、登山自体できなくなる恐れがあります。

Q なぜ屑籠や便所等を沢山作らないのですか？

A ここは利用する人がそれぞれマナーを重んじて利用するところなのです。自然を大切にするためのマナーを守ってもらえれば大丈夫なんです。

(9) 指定地以外で野営しているとき

例. 「野営指定地以外で野営すると、植生の踏み荒らしなど自然環境への影響が出ますので、野営指定地をお願いします。また、野営指定地以外にテント等を設置することは自然公園法で規制されています。」

Q 野営指定地はどこにありますか？

A (図面等により) この近くではここになります。

(10) 森林生態系保護地域内での事故防止のために

入林者への利用の啓発・協力依頼を図る区域と主な内容は、次のとおりです。

- ① 既存歩道以外の入山・歩行の許可制と注意喚起 → マナーとして全地域
- ② 焚き火の禁止 → 全地域
- ③ タバコの吸殻の後始末の完全励行と、注意喚起 → 全地域
- ④ 日没後の登山への注意喚起 → 全地域
- ⑤ ヒグマ出没への注意喚起 → 全地域

II その他

1 入林マナー

① 決められた道を歩きましょう！

決められたルートでも期間箇所が多くあります。安易な気持ちでの入林はしないでください。

② 動植物を大切に！

大雪山の自然はみんなのものです。
植物を採ったり踏み荒らさないで下さい。

③ ゴミは持ち帰りましょう！

野生生物に悪影響を及ぼす恐れがあるのでゴミは絶対に捨てないでください。
必ず持ち帰りましょう。

④ トイレは適切に！

トイレは入林前に済ませ、携帯トイレを持参しましょう。

⑤ たき火はやめましょう！

山火事の原因になります。
火の取り扱いは止めましょう。

⑥ ペットの持ち込みはやめましょう！

貴重な生態系に悪影響を与える恐れがあります。

⑦ 魚釣りはやめましょう！

魚も生態系の一部です。

2 大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員会議

必要に応じて、上川中部森林管理署は大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視

員会議を開催し、伝達事項等をお知らせいたします。

3 他機関の巡視員活動との連携

上川中部森林管理署は、巡視員の巡視活動が、G S Sのほか、環境省のパークボランティア、上川総合振興局環境生活課の道自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動物保護監視員、各市町の巡視員等の活動と連携を図るよう努めます。

上川中部森林管理署は、他機関との合同パトロール等が実施される際に、巡視員への協力の呼びかけを行う場合もありますので、ご都合がよろしければご参加をお願いします。

平成 29 年 4 月 21 日付け 29 上中管第 124 号

最終改正 平成 30 年 11 月 14 日付け 30 上中管第 603 号 平成 31 年 4 月 1 日から施行

悪質行為等における連絡・通報図

巡視員

- ・希少な植物または大量の植物の採取痕、樹木の伐採痕、施設の毀損等の発見
- ・植物の採取等の違法行為に遭遇
- ・入林者等から身体への危害行為、脅迫行為を受ける
- ・その他緊急を要する事態の発生

事案発生・発見次第
至急連絡

上川中部森林管理署 0166-61-0206

(休日用 090-5222-6578)

E-mail:h_kamikawachubu@maff.go.jp

連絡事項

- ① いつ(日時)
 - ・何時頃、あったのか
- ② 場所はどこか
 - ・所在地や目標となるものからの距離など
- ③ 行為者の特徴等
 - ・行為者の性別、人数、特徴等
- ④ 何があったのか
 - ・被害の程度(採取、伐採、毀損等)
 - ※可能な限り写真をつける
- ⑤ 行為者の交通手段、帰路方向
 - ・例えば、車の種類、色、ナンバーなど
- ⑥ 通報者(巡視員)の氏名、住所
 - ・あなたの住所、氏名、電話番号など

(別紙2)

巡視員証について

[巡視員証]



国民の森林・国有林

大雪山森林生態系保護地域
ボランティア巡視員証

氏名

上記の者は、大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員であることを証明します。

上川中部森林管理署長 印

有効期限：平成 年 月 日～平成 年 月 日 (3年間)

[貸与される腕章]

林野庁

Forestry Agency

森林パトロール

Forest Patrol (Volunteer)